監査委員告示第7号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和2年5月18日

木津川市監査委員 西 井 正 木津川市監査委員 伊藤 紀味枝

定期監査結果について

地方自治法第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する 事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表します。

記

- 1 監査執行年月日 令和2年4月17日(金)~28日(火)
- 2 監査場所 木津川市役所 3 階 監査委員事務局内 木津川市役所 5 階 議会事務局内
- 3 監査対象部局及び監査の対象 議会事務局
 - (1) 政務活動費の支出について(令和元年度分)

上下水道部

水道業務課

- (1) 税外債権に係る滞納対策状況について(令和2年3月末時点)
- (2) 新水道ビジョンについて(令和2年3月末時点)

水道工務課

(1) 令和元年度工事請負等の発注状況について【調査票5】 (令和2年3月末時点)

下水道課

- (1) 令和元年度工事請負等の発注状況について【調査票5】 (令和2年3月末時点)
- (2) 税外債権に係る滞納対策状況について(令和2年3月末時点)
- (3) 下水道整備計画(社会資本総合計画)の進捗状況について (令和2年3月末時点)

4 監査の方法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、閲覧方法で実施した。

なお、当初予定していた担当職員に対する対面聴取については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。

5 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、書類監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【議会事務局】

政務活動費について、関係資料を閲覧したところ、全会派及び無会派議員(以下「会派等」という。)は関係条例及び規則に則り適正に処理されていたことを確認した。引き続き適正な処理に努められたい。

【水道業務課・下水道課共通】

税外債権である水道使用料及び下水道使用料の滞納対策については、平成26年度から給水停止処分を導入するなど徴収を強化する一方、資力的に乏しい契約者には納入相談を行い、分納等の納入指導を行うなどの対策を講じていることは評価できる。今後も引き続き契約者が高額滞納者として陥らないよう適切に納入指導を行われたい。

【水道工務課・下水道課共通】

提出された工事請負等発注状況から任意に抽出した工事について、契約伺、 契約書、完成届及び検収調書の写しの提出を求めて確認したところ、適正に契 約処理が行われていた。 今後も引き続き工事契約を締結する場合は、関係法令に則り適正に行われたい。